



# 筑紫女学園大学リポジト

## 中国における仏滅年代の認識

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 真名子, 晃征, MANAKO, Akimasa メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1081">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1081</a>

# 中国における仏滅年代の認識

真名子 晃 征

Chinese Views on the Date of the Buddha's Passing

Akimasa MANAKO

筑紫女学園大学  
人間文化研究所年報  
第32号  
2021年

ANNUAL REPORT  
of  
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE  
Chikushi Jogakuen University  
No. 32  
2021

# 中国における仏滅年代の認識

真名子 晃 征

## Chinese Views on the Date of the Buddha's Passing

Akimasa MANAKO

### はじめに

釈尊の生誕・入滅の年代については種々の異説があり、確定するに至っていないことはよく知られている。史実としての仏滅年代に迫る研究はもはや数え切れない<sup>i</sup>。偉大なる釈尊の生涯を知りたいという思いが起こることは、至極当然のことであろう。

一方で、中国では古来、そのような純粋な欲求とは別に、大きく二つの理由から釈尊の生誕・入滅の具体的な年時を明らかにする必要に迫られた。一つには、末法思想との関連のなかで、もう一つは、道教と仏教の論争、いわゆる道仏論争のなかでのことである。中国における仏滅年代の認識を探る先行研究もすでに多く発表されているが、それらは上記の課題解決の一端としてなされるもので、各種文献に示されるいくつかの記事をとりあげ、一々の成立事情や、それらの関係性について論じるものがほとんどである。いずれも仏滅年代を総体的に論じるものではないため、必然的にその情報は限定的なものとなる。

本稿は、中国における仏滅年代の主要な記事の抽出・整理を試みるものである。対象とする文献はおおよそ5世紀から7世紀にかけてのものとした。目的は、史実としての仏滅年代解明ではなく、あくまでどのように認識されていたかを探ることである。仏滅年代に関する認識の全体像を俯瞰し、一定程度の思想的系譜を辿ることができればと思う<sup>ii</sup>。なお、今回検討する費長房『歷代三宝紀』に並び、最も多くの課題を有する法琳(572-640)の著作は紙幅の都合によりとりあげていない。これについては、別稿にて改めて論じる予定である。

# 1、仏滅年代研究の概要

## 1-1 中国における仏滅年代算定の意義

先述のように、中国では末法思想と道仏論争という議題において、仏滅年代の算定が重要視されてきた<sup>33</sup>。

末法思想との関連のなかで仏滅年代が求められた理由は、末法初年算出のためである。隋唐代以降、多くの文献で末法思想に言及されるなか、最重要事項ともいえる「末法がいつ始まるのか」あるいは「始まったのか」という点に関しては、それが文献上にあらわれはじめる段階からすでに定まっていない。経典・伝記・経録等にはさまざまな記述があり、後世の諸師がそのうちのいずれかを採用し、さらに別の説が展開される、といったことが繰り返される。末法初年の典型的な相違が、中国において多く採用された6世紀後半とする説と、日本で主として採用された11世紀とする説であろう。末法初年算出に関する不確定情報は、大別すると「釈尊入滅年代をいつとするか」「正像末の時代区分がそれぞれ何年続くのか」にまとめられる。この選択の組み合わせによって、末法初年がいつであるかが導き出されるため、仏滅年代の算定は必須事項となる。

そしてもう一つ、道仏論争において重要視されたのは、釈尊と老子はどちらが先行するかという議論のためである。仏教側と道教側は互いに様々な文献情報を提示しながら、その先後を議論している。あるいは新たに文献を作り上げた例もある。その結果の典型的なものが、老子が西域に行き釈尊を教化した、あるいは釈尊となったとする、老子化胡説であろう。ここでは、仏滅年代に加え、仏誕年代についての情報も必要とされる。

## 1-2 仏滅年算出の問題点と算定条件

中国において仏滅はいつと考えられたのか。本稿では約20程度の記事を取りあげて検討していくが、なかでも多く採用されたのが、前609年（壬子）説と、前949年（壬申）説である。当時の周朝の王の名と在位年から、それぞれ周匡王四年入滅説・周穆王五十二年入滅説などとも呼ばれる。この事例のように、仏滅年代情報を記すにあたってはいくつかの方法があるが、大別すると三つの方法が採られていることがわかる。

- ・帝王年による表記　帝王（皇帝・王）の在位年によって示す
- ・逆算による表記　記事執筆時などを基点に逆算して仏滅年を示す
- ・干支による表記

いま、これらの表記によって示された情報を西暦に統一することで比較検討を容易にしたい。しかし、いずれの表記もそれ単体では、正確な西暦換算ができない。

帝王年による表記については、全ての文献が帝王年を共通認識としてもっていたのかどうか疑わしく、執筆者の間違い、書写の段階での誤記なども考えられる。事実、校異によって若干の

ズレが示されている例もある。逆算による表記については、単純な計算間違いに加え、いわゆる「満」か「数え」かといった違いも影響する。仏滅年を1年目としているのか、その翌年を1年目としているのか、執筆者の認識が読み取れない例も多い。干支による表記についても、ある段階での誤解によって60年の差が生じることがある。

以上の問題点を踏まえて、凡例として、仏滅年の算定条件を次のように定めておく<sup>iv</sup>。

- ・帝王年による表記を確定の条件としない
- ・逆算による表記によって仏滅年を算出、干支による表記と一致した場合、仏滅年を確定とする
- ・逆算による表記のみの場合、計算結果が1年目を示す年を暫定的に仏滅年とする

では以下に、先の仏滅年代情報記事について確認していく。およそ文献の成立年代順に並べているが、論述の都合により、多くの記述を残す費長房『歴代三宝紀』の各種異説については、別に節を立てた。なお、考察対象を仏滅年代にしぼり、仏誕年代については中心的にとりあげず、必要に応じて適宜解説を付すこととする。

## 2、仏滅年の諸説

### 2-1 416年成立 法顕『法顕伝』—— 前1085年（一）入滅説

法顕『高僧法顕伝』師子国条（『大正蔵』51.865a）

泥洹已来一千四百九十七歳、世間眼滅、衆生長悲。却後十日、仏齒当出至無畏山精舎。国内道俗欲殖福者、各各平治道路、嚴飾巷陌、弁衆華香供養之具。

法顕（生没年不詳）が西域求法の旅の終盤にセイロン島を訪れた際、当地で見た仏齒供養の様子を伝える記事である。『法顕伝』によれば、西域求法の期間は、399年から414年までの15年間であり、当該記事は412年のものと推測される<sup>v</sup>。412年より逆算して、仏滅年は前1085年と導きだされる<sup>vi</sup>。

・412-1497 = -1085 → 前1085（干支情報なし）

### 2-2 554年成立 『魏書』「釈老志」—— 前609年（壬子）入滅説

魏収『魏書』一一四「釈老志」（修訂本『魏書』8.3289）

釈加生時、当周荘王九年。『春秋』「魯荘公七年夏四月、恒星不見、夜明」是也。至魏武定八年（550）、凡一千二百三十七年。

云釈迦年三十成仏、導化群生、四十九載。乃於拘尸那城娑羅双樹間、以二月十五日、而入般槃涅槃。

冒頭で「周莊王九年」を仏誕とし、『春秋』の奇瑞をもとに「魯莊公七年」ともいう。そして、東魏（534-550）の武帝八年までに1237年が経過しており、釈尊の成道を30歳、それから49年教化活動を行ったと記す。550年より逆算して、前609年が導きだされる<sup>vii</sup>。

・  $550 - 1237 + 78 = -609$  → 前609（干支情報なし）

## 2-3 558年成立 慧思『立誓願文』——前1068年（癸酉）入滅説

慧思『南岳思大禪師立誓願文』（『大正藏』46.786b）

我聞如是、『釈迦牟尼仏悲門三昧觀衆生品本起經』中説「仏從癸丑年（前1148）七月七日入胎、至甲寅年（前1147）四月八日生。

至壬申年（前1129）、年十九、二月八日出家。

至癸未年（前1118）、年三十、是臘月、月八日、得成道。

至癸酉年（前1068）、年八十、二月十五日、方便入涅槃」。

正法從甲戌年（前1067）、至癸巳年（前568）、足滿五百歲止住。

像法從甲午年（前567）、至癸酉年（433）、足滿一千歲止住。

末法從甲戌年（434）、至癸丑年、足滿一萬歲止住…

我慧思即是末法八十二年、太歲在乙未（515）十一月十一日、於大魏国南豫州汝陽郡武津県生。

慧思『立誓願文』は、末法の自覚を有する最初期のものであり、正法500年・像法1000年説が明記された文献として知られている。

冒頭で『釈迦牟尼仏悲門三昧觀衆生品本起經』なるものによりつつ、釈尊の生涯における入胎・誕生・出家・成道・入滅の年が干支のみで示される。続けて、釈尊入滅年の翌年を正法開始として、正法・像法の開始・終了の年をやはり干支で示し、現在は末法であると記している。

干支の情報のみでは入滅年がいつかを確定できないが、慧思はこれに続けて、自身が生まれた「太歲在乙未」すなわち515年が末法82年目、仏滅の翌年から1582年目にあたるといふ。これを基点に仏滅の翌年を算出すると、前1067年となる。以上より、515年より逆算して、仏滅年は前1068年と導きだされる。干支の癸酉とも一致する<sup>viii</sup>。

・  $515 - 1582 - 1 = -1068$  → 前1068（癸酉）

## 2-4 569年成立 道安『二教論』——前637年（甲申）入滅説

道安『二教論』十一「教旨通局」（道宣『弘明集』所収、『大正藏』52.142a）

釈迦發窮源之真唱、演大哀之洪慈…於是、慧光遯炤、莊王因觀夜明。靈液方津、明帝以之神夢。

『春秋左伝』曰「魯莊公七年歲次甲午、四月辛卯。夜恒星不見、星隕如雨。即周莊王十年也」。

『莊王別伝』曰「王遂即易筮之云〈西域銅色人出世。所以夜明非中夏之災也〉」。  
 案仏經、如来四月八日入胎、二月八日生、亦二月八日成道。生及成仏、皆放光明。而云出世、即成仏年也。周以十一月為正、『春秋』四月、即夏之二月也。依天竺用正与夏同、杜預用晋曆算、辛卯二月五日也。安共董奉忠、用魯曆算、即二月七日。用前周曆算、即二月八日也。又依『什法師年紀』及『石柱銘』、並与『春秋』符同。  
 如来周桓王五年歲次乙丑、生。  
 桓王二十三年歲次癸未、出家。  
 莊王十年歲在甲午、成仏。  
 襄王十五年歲在甲申、滅度。至今一千二百五年

道安『二教論』では『春秋左伝』『莊王別伝』『什法師年紀』『石柱銘』といった出典を用いつつ、釈尊の入胎・誕生・出家・成道・入滅の年が干支のみで示される。これによると、仏滅年は「襄王十五年歲在甲申」とされている。また、「至今一千二百五年」から、入滅以来1205年を経過したとされる。道宣『続高僧伝』によれば、『二教論』の執筆年は天和四年(569)であるため<sup>64</sup>、これを基点に逆算すると前636年が導き出される。前636年の干支は「乙酉」となるが、その前年の前637年の干支が「甲申」となることから、『二教論』における仏滅年の認識として前637年が導き出される。

- ・「襄王十五年歲在甲申」
- ・  $569 - 1205 = -636 \rightarrow$  前637(甲申)

## 2-5 600年頃成立 吉蔵『法華玄論』—— 前1000年頃入滅説

吉蔵『法華玄論』十(『大正蔵』34.450b)

問、仏滅度以来、凡得幾年。  
 答、至今已得一千五百九十六年。

ここでは、仏滅から何年を経過したかという問いに対して、今にいたるまで1596年を経過したと答える。『法華玄論』の執筆年についても不明のため、「今」が指し示す年がいつかはわからない。いま仮に、吉蔵(549-623)の没年とされる623年を基点に逆算すると、前973年が得られる。よって、仏滅は前1000年前後となり、その下限は前973年となる。

- ・  $623 - 1596 = -973 \rightarrow$  前1000頃

## 2-6 639年成立 彦琮『法琳別伝』—— 前949年(壬申)入滅説

彦琮『唐護法沙門法琳別伝』中(『大正蔵』50.207b)

又問法師曰「論第五云、依『姚長謙曆』云〈仏是周昭王甲寅歲生、穆王壬申之歲始滅度〉者、因何。法顯為伝云〈聖殷王時生〉、推於『像正之記』言〈仏是周平王世出〉、道安作論〈確執

桓王)。長房為『録』固言〈庄代〉…

周穆王五十二年壬申之歳、二月十五日、仏年七十九、方始滅度。

故『涅槃經』云「二月十五日、臨涅槃時、出種種光、大地六種震動、声至有頂、光遍三千」。

即『周書異記』云〈穆王即位五十二年壬申之歳、二月十五日平旦、暴風忽起、撥損人舍、傷折樹木、山川大地皆悉震動…

始自昭王二十四年甲寅之歳、誕応已來、至今大唐貞觀十三年己亥之歳（639）、正經一千六百一十八（一十八者、恐六十六之錯載）。

『唐護法沙門法琳別伝』には、法琳の言行が記される。ここに示されるのは法琳の主張する、仏滅を周の穆王の時代とする説である。多くの文献に継承され定着していくが、その一つがこの記事となる。当該記事は、法琳が仏誕年・仏滅年についての問いに答えるかたちで進む。なお、省略した箇所にも多くの先行する文献の情報が示されている。

まず、帝王年では仏滅を「穆王五十二年壬申之歳」とし、その根拠に『周書異記』を挙げている。また、仏誕は「昭王二十四年甲寅之歳」とし、釈尊の生涯を79年としている。そして、仏誕年が貞觀十三年（639）年から1618年前と記すも、割注によって1666年前と訂正されている。ここで両説によって639年から逆算すると、それぞれ前901年・前949年が得られる。干支「壬申」が一致するのは後者となるため、前949年が算定される。

・「穆王五十二年壬申之歳」

・  $639 - 1666 + 78 = -949 \rightarrow$  前949（壬申）

## 2-7 645年成立 道宣『統高僧伝』法上傳 —— 前889年（壬申）入滅説

道宣『統高僧伝』八「義解篇四」法上傳（『大正蔵』50.485b）

叙略云「釈迦文仏入涅槃、來至今幾年…

上答略云「仏以姫周昭王二十四年甲寅歳生。十九出家。三十成道、当穆王二十四年癸未之歳。

穆王聞西方有化人出、便即西入、而竟不還。以此為驗、四十九年在世。

滅度已來、至今齊代武平七年丙申（576）、凡經一千四百六十五年。

この記事に先行するものとして、費長房『歴代三宝紀』に同内容のものが見られる。これについては後に検討する。

仏滅から何年が経過したかという問いに対して、武平七年（576）に至るまでに1465年経過したとする。逆算によって仏滅年を求めると889年算出される。干支による表記がないが、誕生・出家の干支表記、あるいは釈尊の生涯を79年としている点から考えると、仏滅年は前889（壬申）と算定される。なお、仏滅年を1年目として計算していることになる。

・  $576 - 1465 = -889 \rightarrow$  前889（壬申）

## 2-8 661年成立 道宣『集古今仏道論衡』

道宣『集古今仏道論衡』甲「魏明帝登極召沙門道士対論、敍仏道先後事」（『大正蔵』52.369b）

時、清道観道士姜斌、与融覚寺法師曇謨最対論…

法師曰「仏以周昭王二十四年四月八日生。穆王五十三年二月十五日滅度。

計入涅槃後、経三百四十五年、始到定王三年老子方生、生已年八十五、至敬王元年、凡経四百二十五年、始与尹喜西遁。據此年載懸殊、無乃謬乎」。

斌曰「若仏生周昭王之時、出何文記」。

法師曰「『周書異記』『漢法本内伝』並有明文」。

仏滅を周穆王の時代とする説である。道士の姜斌と、僧侶の曇謨最（曇無最）との対論において、仏教側の主張としてあらわれる説となる。根拠とされる『周書異記』『漢法本内伝』はその詳細が知れず、仏滅年代研究において議論が集中するものである。帝王年による表記のみのため、本稿の算定条件にはあてはまらないが、後の検討のために触れておく。

帝王年による表記によって「穆王五十三年」を入滅年とするが、校異によって「穆王五十二年」とするものもある。同内容の記事となる道宣『続高僧伝』曇無最伝においても「穆王五十二年」としている\*。年時表記は帝王年を基点とするため不確定要素が多く、逆算による算出は難しい。干支の表記もないため、帝王年による表記のみとなる。

・「穆王五十三年」（または「穆王五十二年」とする本あり）

## 3、597年成立 費長房『歴代三宝紀』における仏滅年の諸説

### 3-1 『歴代三宝紀』帝年上（五種異説）

費長房『歴代三宝紀』一 {帝年上 周・秦}（『大正蔵』49.23a）

至第十九主莊王他十年、即魯春秋莊公七年、夏四月辛卯夜、恒星不見、夜中星隕如雨。

案此、即是如来誕生王宮時也。

{先賢諸徳推仏生年、互有遐邇。

①依『法顯伝』推、仏生時、則当殷世、武乙二十六年甲午。至今開皇十七年丁巳（597）、便已一千六百八十一年。

②依沙門法上答高句麗国問、則当前周第五主昭王瑕二十四年甲寅。至今丁巳（597）、則一千四百八十六年。引『穆天子別伝』為証。称瑕子滿嗣位。穆王聞仏生迦維、遂西遊而不返。

③依『像正記』、当前周第十七主平王宜臼四十八年戊午。至今丁巳（597）、則一千三百二十三年。

④依後周沙門釈道安用「羅什年紀」及「石柱銘」推、則当前周第十八主桓王林五年乙丑。至今丁巳（597）、則一千二百二十五年。

⑤依趙伯林、梁大同元年（535）、於廬山遇弘度律師得、仏滅度後『衆聖点記』推、則当前周

第二十九主貞定王亮二年甲戌。至今丁巳（597）、殆一千六十一年。唯此最近。

費長房『歴代三宝紀』には、仏誕・仏滅年代について数多くの記述が残されており、仏誕年・仏滅年を探るうえでの貴重な情報源となる。結論を先に述べれば、費長房自身は前609年（壬子）入滅説を採用している。

さて、ここでとりあげたのは、仏誕年について論じる箇所であり、本来は検討の範囲外だが、これまで見てきた仏滅年算出の記事と関連するため、その内容を概観しておく。ただ、この5種の異説に関する記述はいずれも煩雑で、算出方法についても不明瞭であるなど、不可解な点が多い。これについては費長房が意図的に仏滅年代の改変を試みたとする指摘もある<sup>xi</sup>。

では、以下に5種の異説について確認してきたい。

①は、2-1『法顕伝』に由来すると考えられるが、年代について多くの情報が追加されている。「武乙二十六年甲午」は仏誕年を示すものであろう。仮に597年を基点に1681年遡ると、前1084年が算出される。これは『法顕伝』に示す仏滅年である前1085年に近いが、『歴代三宝紀』の文脈上では仏誕年を示している。さらに干支「甲午」にも一致しない。

・ 597 - 1681 = -1084 詳細不明

②は、2-7法上傳に関連するものと考えられる。「周第五主昭王瑕二十四年甲寅」と昭王二十四年を仏誕年とする点は共通する。597年を基点に1486年遡ると、前889年が算出され、2-7における仏滅年と一致する。しかし、そもそも仏誕年を論じているなかで唐突に仏滅年について示されることに違和感を覚える。

・ 597 - 1486 = -889 詳細不明

③は、『像正記』なるものによって、「周第十七主平王宜臼四十八年戊午」という情報が得られる。また表記に従い、597年を基点に1323年遡ると、前726年（乙卯）が算出され、表記の干支とも一致しない。

・ 597 - 1323 = -726 詳細不明

④は、2-4『二教論』の内容と考えられる。597年を基点に1225年遡ると、前628年（癸巳）が算出されるが、この年が何を指し示しているかは不明である。

・ 597 - 1225 = -628 詳細不明

⑤は、『衆聖点記』を根拠とする説である。これについては、3-4僧伽跋陀羅伝においても用いられている。この記事からは「前周第二十九主貞定王亮二年甲戌」という情報が得られる。また597年を基点に1061年遡ると前464年（丁丑）が算出されるが、僧伽跋陀羅伝から得られる前485

年という情報との関係が見いだせない。

・597-1061 = -464 詳細不明

### 3-2 『歴代三宝紀』帝年上 —— 前609年(壬子)入滅説

費長房『歴代三宝紀』一 帝年上 周・秦 (『大正蔵』49.23a)

今依『普曜』『本行』等經、校讐魯史。輕拳一隅、敬貽來哲、庶宣聖迹、応託善權。仏以莊王九年癸巳四月八日…

四十九年、処在天人龍神世間、説法教化、各令解脫、得証四果。逆有流者、数若恒沙、免離三塗、生天人者、不可称計。衆生感縁既尽。

仏以匡王四年壬子二月十五日後夜、於中天竺拘尸那城、入般涅槃。

自爾已來、至今開皇十七年丁巳(597)、一千二百五年世間眼滅。

いくつかの出典を示しながら、釈尊の生涯について記していくなかで、仏滅年は「匡王四年壬子」とされている。また、それから開皇十七年(597)にいたるまでに1205年が経過したとする。597年を基点に逆算すると、前609年が導き出され、干支の「壬子」も一致する。

・「匡王四年壬子」

・597-1205 = -609 → 前608(壬子)

### 3-3 『歴代三宝紀』帝年上・総目 —— 前609年(壬子)入滅説

費長房『歴代三宝紀』一 帝年上 周・秦 (『大正蔵』49.23a)

周莊王 {十五年。今止取六年、入紀仏生}

僖王 {五年}

恵王 {二十五年}

襄王 {三十三年}

頃王 {六年}

匡王 {六年。四年二月、仏入涅槃}

費長房『歴代三宝紀』一 帝年上 周・秦 (『大正蔵』49.24a)

周 {甲午} 莊王他 {十年二月八日、釈迦如来降神、託生中天竺国迦毘羅城浄飯王宮。是時、放光普照三千大千世界、皆悉大明。即魯『春秋左伝』云「恒星不現、夜明」時是也} …

{己酉} 匡王斑元 {仏年七十六}

{庚戌} 二

{辛亥} 三

{壬子} 四 {仏年七十九、以匡王四年二月十五日後夜、於中天竺拘尸那城、力士生地娑羅樹間、入涅槃}

費長房『歴代三宝紀』十五「総目」(『大正蔵』49.121a)

周 莊王	十五年 {今止取六年、入紀九年仏生}
僖王	五年
惠王	二十五年
襄王	三十三年
頃王	六年
匡王	六年 {四年仏入涅槃}

『歴代三宝紀』巻一から巻三は、周の莊王十年（甲午）から隋の開皇十七年（丁巳）までの1274年間にわたる仏教史上の主要な出来事の要点が、干支を用いた年表として記されている。また干支の情報に加えて中国の王朝名・帝王名・在位年が併記されている。また、巻十五「総目」にも巻一と同様に帝王の在位年についての情報が記される<sup>33)</sup>。

これによって当該記事を確認すると、仏滅年は匡王四年、前609年（壬子）となる。

- ・ 匡王四年壬子
- ・ 前609（壬子）

### 3-4 『歴代三宝紀』 僧伽跋陀羅伝——前485年（一）入滅説

費長房『歴代三宝紀』十一 {訳経 齊・梁・周} 僧伽跋陀羅伝（『大正蔵』49.95b）

『善見毘婆娑律』十八巻 {見道慧『宋齊録』及『三蔵記』}

右一部一十八巻、武帝世（在位482-493）、外国沙門僧伽跋陀羅、齊言僧賢。師資相伝云「仏涅槃後、優波離既結集律蔵訖。即於其年七月十五日、受自恣竟、以香華供養律蔵、便下一點、置律蔵前、年年如是…

因共安居、以永明七年庚午歳（489）七月半夜、受自恣竟<sup>34)</sup>。如前師法、以香華供養律蔵訖、即下一點。当其年計得九百七十五點。點是一年。

趙伯休、梁大同元年（535）、於廬山、值苦行律師弘度、得此仏涅槃後「衆聖点記」、年月訖齊永明七年。伯休語弘度云「自永明七年以後、云何不復見点」。

弘度答云「自此已前、皆是得道聖人、手自下点。貧道凡夫、止可奉持頂戴而已、不敢輒点」。

伯休因此、旧点下推、至梁大同九年癸亥歳（543）、合得一千二十八年。

房依伯休所推、從大同九年、至今開皇十七年丁巳歳（597）、合得一千八十二年。

この説は、いわゆる「衆聖点記」をもとにしたものである<sup>35)</sup>。この記事からは、3つの基点が示され、そこからの逆算によって仏滅年が算出可能である。

まず、南齊武帝（在位482-493）の時代、來中僧である僧伽跋陀羅が、釈尊入滅後、毎年7月15日律蔵を供養し終わってから一点を加えたものがあると伝えた。「永明七年庚午」の時点で、そこに975の点が打たれていたという。ただ、永明七年（489）の干支は「己巳」であり、翌年の永明八年（490）の干支が「庚午」である。いずれを基点とするかは後に判断したい。

次に、梁（502-557）の趙伯休がそれを継ぎ、大同九年（543）までに「合得一千二十八年」と1028という数字を挙げている。さらに、趙伯休の説をうけ、費長房自身が開皇十七年（597）までに「合得一千八十二年」と1082という数字を挙げている。『衆聖点記』に見られる「当其年計得九百七十五点」という表記との相違に注意しておきたい。

ここで一旦、これまでに示された年を基点にそれぞれ仏滅年を逆算してみると次の年が算出される。

- ・永明七年489-975 = -486 / 永明八年490-975 = -485
- ・大同九年543-1028 = -485
- ・開皇十七年597-1082 = -485

この計算によると、永明七年を基点とする計算のみ1年のズレが生じており、その他は前485年で合致する。統一見解となる3例に従って前485年入滅説を採ると、1点目が打たれたのが前485年となり、仏滅年に1点目が打たれたことになる。これについて、3-3の年表に見えるように、費長房は入滅を2月と認識しており、同年中に1点目が打たれたとしても問題はない。よって、仏滅年は前485年と算定される。

- ・前485年（干支情報なし）

### 3-5 『歴代三宝紀』道安伝 —— 前637（甲申）入滅説

費長房『歴代三宝紀』十一 {訳経 齊・梁・周} 道安伝（『大正蔵』49.101b）

其論中云「『春秋左伝』曰…

又依『什法師年紀』及『石柱銘』、並與『春秋』符同。

如来周桓王四年歲次乙丑、生。

桓王二十二年歲在癸未、出家。

莊王十年歲在甲午、成仏。

襄王十五年歲在甲申、滅度。

至今天和四年（569）、一千二百五年矣」

これは、2-4に示した『広弘明集』所収の道安『二教論』の記述と同じ内容であり、ほぼ一致する。今回検討する仏滅年には関係しないが、誕生・出家の年について、帝王在位年に一年の差が生じている。

仏滅年について、2-4では「至今一千二百五年」とされている部分を、費長房は「至今天和四年（569）、一千二百五年」と実際の元号を用いて記している。算出結果は変わらず前637年（甲申）となる

- ・「襄王十五年歲在甲申」
- ・569-1205 = -636 → 前637（甲申）

### 3-6 『歴代三宝紀』法上傳 —— 前889（壬申）入滅説

費長房『歴代三宝紀』十二 {訳経 隋} 法上（『大正蔵』49.104c）

上答「仏以姫周昭王二十四年甲寅歳生。

十九出家。三十成道、当穆王二十四年癸未之歳。

穆王聞西方有化人出、便即西入、至竟不還。以此為驗。

四十九年在世。

滅度已來、至今齊世武平七年丙申（576）、凡一千四百六十五年。

これは、2-7『続高僧伝』法上傳の記述と同内容である。逆算における表記についても一致する。

・  $576 - 1465 = -889$  → 前889（壬申）

### 3-7 『歴代三宝紀』勅有司撰 —— 前598（一）入滅説

費長房『歴代三宝紀』十二 {訳経 隋} 勅有司撰（『大正蔵』49.107b）

此称末者、正法既滅、去仏漸遙、通言末法。

計、仏滅來至今已、已始一千一百九十五年。

依『仏本行』、正法五百、像法千年。今当像末。

依『善見律』、正・像住世、各一千年。今則当像初。

隋代の文献について述べるなかで、末法に関わる記述としてあらわれるものである。仏滅以来1195年を経過しているとし、現在は、正法500年・像法1000年説を採用すれば像法の終わりに、正法1000年・像法1000年説を採用すれば像法の始めになるという。仮に記事の「今」を『歴代三宝紀』成立の597年として計算すると、入滅は前598年となる。『歴代三宝紀』の主張する前609に近いといえるだろうか。

・  $597 - 1195 = -598$  → 前598（干支情報なし）

## おわりに

本稿では、仏滅年代に関する主要な記事の抽出・整理を試みた。そのなかで得られた情報に基づき、算出された仏滅年代を整理分類しつつ、それらを概観することでまとめとしたい。

抽出した情報のうち、多くの文献で用いられる仏滅年として、前609年（壬子）、前949年（壬申）が挙げられるが、慧思『立誓願文』の説である前1068年（癸酉）にも近似する説があることがわかる。また、法上傳による前889年（壬申）入滅説は、前949年（壬申）と干支が一致し、ちょうど60年の差が生じている。後世に影響を与えたのが、時代を遡る前949年説である理由は検討に値する。同様に、道安『二教論』による前637年（甲申）入滅説は確定情報が得られるにも関

ならず、後世それほど受容されているわけではない。また、別の観点から、費長房は仏滅年代情報について網羅的に把握していたと考えられる。であれば、五種異説の解説箇所での不可解な記述は、単なる不備なのか、何らかの意図があったのかという疑問が生じる。

以上、今回は全体像の把握を優先したため、一々の詳細には踏み込んで考察できなかったが、今回生じたいくつかの疑問の解消によって、末法思想や道仏論争に関連する種々の課題を解決する糸口をつかめればと思う。これについては、法琳の著作に見られる情報を加味しつつ別に検討してみたい。

416年成立	法顕『法顕伝』	——	前1085年（-）
○558年成立	慧思『立誓願文』	——	前1068年（癸酉）
600年頃成立	吉蔵『法華玄論』	——	前1000年頃（-）
○639年成立	彦琮『法琳別伝』	——	前949年（壬申） 「穆王五十二年壬申之歳」
※661年成立	道宣『集古今仏道論衡』	——	「穆王五十三年」（または「穆王五十二年」とする本あり）
○597年成立	費長房『歴代三宝紀』法上傳	——	前889年（壬申）
○645年成立	道宣『統高僧伝』法上傳	——	前889年（壬申）
○569年成立	道安『二教論』	——	前637年（甲申） 「襄王十五年歳在甲申」
○597年成立	費長房『歴代三宝紀』道安伝	——	前637年（甲申） 「襄王十五年歳在甲申」
554年成立	魏収『魏書』「釈老志」	——	前609年（-）
○597年成立	費長房『歴代三宝紀』帝年上	——	前609年（壬子） 「匡王四年」
○597年成立	費長房『歴代三宝紀』帝年上・総目	——	前609年（壬子） 匡王四年
597年成立	費長房『歴代三宝紀』勅有司撰	——	前598年（-）
597年成立	費長房『歴代三宝紀』僧伽跋陀羅伝	——	前485年（-）

逆算による表記、干支による表記の両方が得られ、仏滅年が確定されたものには○を付す  
帝年による表記の鉤括弧は本文からの引用を示す

## 注

- <sup>1</sup> 塚本啓祥「仏滅年代論と仏教研究」（奈良康明・下田正弘編『新アジア仏教史2 インドⅡ 仏教の形成と展開』、佼成出版社、2010）には仏滅年代に関する情報が整理されており、先行研究が多数紹介されている。
- <sup>2</sup> 筑紫女学園大学の化身土巻末研究会では、親鸞『顕浄土真実教行証文類』化身土巻末の内容解明を進めている。本研究もその一環として位置づけられる。これまでに、化身土巻末研究会編『仏教と親鸞の宇宙観『教行信証』化身土巻末の研究（2）』（人間文化研究所モノグラフシリーズ1、筑紫女学園大学人間文化研究所、2018）のなかで、「末法思想との関連」として仏滅年代と末法思想について考察を試みた。

iii 中国における仏滅年代の認識について、どのようなことが課題とされ、議論されてきたのかについては、次の論考によって詳細を知ることができる。

小川貫弑「中国仏教史籍の基礎的研究」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』11、1972)

楠山春樹「釈迦生滅の年代に関する法琳の所説(一)」(『国訳一切経 和漢選述部』護教部第4巻月報、1980)

楠山春樹「中国仏教における釈迦生滅の年代」(平川彰博士古稀記念会編『仏教思想の諸問題』、春秋社、1985)

楠山春樹「再論、中国仏教における釈迦生滅の年代」(牧尾良海博士喜寿紀年論集刊行会『儒・仏・道三教思想論攷』、山喜房仏書林、1991)

若江賢三「中国における正像末三時の年代観」(『東洋哲学研究所紀要』5、1989)

iv 今回の抽出記事の出典は以下の通りである。

『大正蔵』:『大正新脩大蔵経』

修訂本『魏書』:点校本二十四史修訂本『魏書』(中華書局、2017)

v 当該記事を412年のこととする根拠については、長沢和俊訳注『法顕伝・宋雲行記』(東洋文庫、1971)、同『法顕伝 訳注解説』(雄山閣、1996)を参照。また、林屋友次郎「仏滅年代私考」(『駒澤大学仏教学会年報』1・2、1930・1931)に詳しい。

ただ、『法顕伝』に示す西域求法年時の干支表記には若干の問題がある。次の引用は『法顕伝』の冒頭の出発年についての記述である。

法顕『高僧法顕伝』(『大正蔵』51.857a)

法顕昔在長安、慨律藏殘欠。於是、遂以弘始二年歲在己亥、与慧景・道整・慧心・慧嵬等、同契至天竺、尋求戒律。

冒頭では、西域求法出発の年を「弘始二年歲在己亥」と後秦(384-417)で用いられた弘始の元号で記す。しかし、弘始二年(400)の干支は「庚子」であり、「己亥」はその前年の弘始元年(399)にあたる。これについて、慧皎『高僧伝』にも、東晋の年号によって隆安三年(399)と記す(『大正蔵』50.337c)。よって、ここでは法顕の西域求法出発は、399年として論を進める。

なお、末尾に示される帰国の年についても、その年代表記を誤記とする指摘がある。

法顕『高僧法顕伝』(『大正蔵』51.866b)

法顕發長安六年到中印国、停經六年、還經三年達青州。凡所遊履滅三十国…是歲甲寅。晋義熙十二年(416)矣、歲在寿星、夏安居末、迎法顕。道人既至留共冬齊。因講集之余、重問遊歴。其人恭順、言輒依実。由是先所略者勸令詳載。

林屋氏は「是歲甲寅。晋義熙十二年」の箇所について、義熙十二年(416)の干支は「甲寅」ではな

く「丙辰」であるため、義熙十年（414）の誤りと指摘する。しかし、これは帰国した年を「甲寅」すなわち義熙十年（414）としているのであり、「義熙十二年」とは、その後に記す夏安居に法顕が招かれた年を示すもので問題はない。

<sup>vi</sup> 林屋氏は「泥洹已来一千四百九十七歳」は「正法後四九七年」の誤りとし、法顕の入滅年の認識を前585年とする（2・33頁）。これによって、史実としての仏滅年代に近づくというが、納得のいく根拠が示されているとはいえない。

<sup>vii</sup> 「釈老志」における仏滅年について、小川前掲論文「中国仏教史籍の基礎的研究」では、それを前607年とするが（152頁）、その詳細は知られない。

<sup>viii</sup> 『立誓願文』によって、釈尊の生涯、および正像末三時の年代を整理すると次の通りである。

入胎0歳 前1148（癸丑）  
誕生1歳 前1147（甲寅）  
出家19歳 前1129（壬申）  
成道30歳 前1118（癸未）  
入滅80歳 前1068（癸酉）  
正法開始 前1067（甲戌） → 終了：前568（癸巳）  
像法開始 前567（甲午） → 終了：433（癸酉）  
末法開始 434（甲戌） → …

<sup>ix</sup> 道宣『続高僧伝』二十三「護法篇」道安伝（『大正蔵』50.628b）

<sup>x</sup> 『大正蔵』によれば、高麗歳は「三」、宋元明の3本および、宮本は「二」とする（『大正蔵』52.369c）。道宣『続高僧伝』「護法篇上」曇無最伝の該当箇所（『大正蔵』50.624c）には校異なし。

<sup>xi</sup> 林屋前掲論文「仏滅年代私考」参照

<sup>xii</sup> 卷一の「今止取六年、入紀仏生」に対応する箇所が、卷十五では「今止取六年、入紀九年仏生」となる。明本ではこの箇所に「九年」の語はなく、年表自体を見ても卷十五の記述が誤りであろう。

<sup>xiii</sup> 永明七年（489）の干支は「己巳」であり、「庚午」は翌年の永明八年（490）となる。これについて、後世の文献では次のように記す。

念常『仏祖歴代通載』八（『大正蔵』49.544a上） → ママ  
道宣『大唐内典録』四（『大正蔵』55.262b） → ママ  
智昇『開元釈教録』六（『大正蔵』55.535c） → 「己巳」に訂正、{房云庚午}の割注  
円照『貞元新定釈教目録』八（『大正蔵』55.833c） → 「己巳」に訂正、{房云庚午}の割注

これによって、1年の誤差が生じるが、ここでは他の計算によって共通して前485年が算出されるので「庚午」は「己巳」の誤記と考えてよい。

<sup>xiv</sup> この「衆聖点記」については、僧祐『出三蔵記集』においても触れられているが、仏滅年についての明確な記載はない。

僧祐『出三蔵記集』一一「善見律毘婆沙記」（『大正蔵』55.82a）

以十一年歲次（493）、大梁四月十日、得律還都、頂礼執読、敬写流布。仰惟世尊泥洹已來年載、至七月十五日受歲竟、於衆前、謹下一点、年年如此。感慕心悲、不覺流淚。

本研究は、令和2年度特別研究助成（指定研究）における研究成果の一部である。

（まなこ あきまさ：人間文化研究所 客員研究員）